

家族で考える介護

人生100年と言われる中、突然自分の家族に介護を必要とする人ができたらどうしますか？

私の家には90歳を超えた母がいます。先日、母が転び骨折しました。その時、母を起こそうとして私も骨折、二人とも自由に動けなくなりました。老老介護の家庭では、起こり得る事だそうす。そんな時、家族の協力はもちろん、周囲の方たちの優しさにも触れることができました。いろんな時にいろんな場所で掛けられる一言、「大丈夫ですか」、「ゆっくりでいいですよ」、「お先にどうぞ」など、ありがたかったですし、その心遣いにとっても救われました。

既に母は、介護認定を受けてデイサービスを利用していましたが、それでも今回のような場合、どうしたら良いのでしょうか？私の場合は、自宅での介護方法、介護保険で利用できるその他のサービス、福祉用具などについて、ケアマネージャーさんや用具を扱うお店の方からアドバイスを受け指導していただきました。何か新しいことが起

こるたびに学ぶことがいっぱいです。

近年、家族の介護や看護を理由とした離職・転職者は、年間10万人を超え、男女別では女性的、精神的にも女性の負担が大きいです。

今回の経験で、家族みんな介護について学び、協力する気持ちを持つことができれば、慌てることなく行動できるのではないかとつくづく思いました。

一人で悩んだり抱え込んでしまうのではなく、家族や友人、市役所や事業所などからアドバイスを協力をお願いしながら、自分に一番あった方法を見付けて、負担を軽くすることが大切だと思います。

まだまだ勉強不足で知らないことがいっぱいですが、私としては、どんなことも「まず、できることから始める」という小さなステップからスタートしたいと考えています。

土岐市男女共同参画懇話会委員

山村 美千子

〈他人事じゃない!? 怖~いトラブル〉

消費生活のお話

まちづくり推進課(内線185)

子の未婚は親の責任？

未婚化や晩婚化を背景に、親が子の代理としてお見合いができる結婚相手紹介サービスが提供されるようになり、親への訪問や電話勧誘が増えています。

実際に、消費生活センターに寄せられる相談の半分は親が関与する契約であり、「子が結婚しないのは親の責任だ」と強引に契約を迫られる勧誘や、「子に話すと反対されるから内緒にするように」など、結婚の当事者である子に相談しないまま契約させられるトラブルもあります。

結婚相手紹介サービスは出会いの場を提供するサービスであり、必ず結婚させることを約束するものではありません。過度な期待を抱かせる勧誘には注意しましょう。

2カ月以上かつ5万円を超える契約であれば、クーリングオフや中途解約の制度があります。

不安に思ったら早めに消費生活相談窓口にご相談ください。



消費生活相談窓口

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時 (予約優先)

場所 まちづくり推進課 (文化プラザ隣)

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。